

答申書

1 審査会の結論

審査請求人 ○○○○（以下「審査請求人」という。）が令和 2 年 12 月 2 日に提起した処分庁（○○市福祉事務所長）による生活保護申請却下処分（令和 2 年 11 月 12 日付け保護申請却下通知書によるもの。以下「本件処分」という。）についての審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるという審査庁（山形県知事）の主張は、妥当である。

2 審査関係人の主張の要旨

(1) 審査請求人（審査請求書、反論書及び口頭意見陳述より）

以下の理由から、本件処分は内容が違法不当であり、また手続きが違法であるから、本件処分の取消しを求める。

ア 審査請求人は、保護申請当時、罹病のため稼働能力を欠き、めぼしい資産を保有しない一方で多額の負債を有し、また同居の二女も学生のため直ちに稼働できる状態ではなく、要保護状態にあったことは明らかであったにもかかわらず、処分庁は、訪問調査を 1 回行っただけであり、調査を尽くさずに要保護性を看過した。

イ 処分庁は、本件処分の理由として、「手持金の活用により最低生活が維持可能なため」としか記載せず、判定過程において考慮した具体的事実を何ら明らかにしておらず、不利益処分の理由提示義務に反する。

ウ 審査請求人は、処分庁の担当職員に対し、保護申請時の貯金残高のうち 80,000 円は不当利得金（前職場が無給休職後に過誤払いした賃金）であり、速やかに返還すべきものであることを説明しており、手持金として認定したことは誤りであった。

(2) 審査庁

本件処分は、法令等の規定及びその解釈に従い適正になされたものであり、審理員意見書にあるとおり、何ら違法又は不当な点は存在しないため、本件審査請求は、棄却されるべきである。

3 審理員意見書の要旨

(1) 審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

(2) 審理員意見書の理由

ア 処分庁は、審査請求人からの保護申請を受け、法に基づいて適切に要否判定

を行っている」と主張し、具体的には、傷病手当と手持金を収入として認定している。傷病手当は、請求人の申告に基づき月額 88,000 円と認定しているが、直近の支給実績と比較して大きな違いがあるとは思われず、特に問題はないと考える。

処分庁の調査が十分であったかどうかについては、保護の要否判断に大きな影響を与える事実を把握できなかった、見落としした等の事実がなければ、明らかに不十分とまでは言えないと考えられる。

イ 保護申請却下処分の理由の提示については、具体的にどこまでの記載が必要かについて、明確な基準や国からの指導・指摘等は見当たらない状況であり、記載内容が具体的でないとの理由のみをもって、処分自体を取り消すほどの違法性があるとまでは言えないと思われる。

ウ 手持金の認定においては、申請日時点の預貯金口座残高を手持金として認定している。請求人が、本来請求人の手持金に含むべきではなかったと主張する金額（前職場からの過誤払い賃金）の存在については、請求人は保護申請時に処分庁に伝えた」と主張しているが、処分庁では全く話は聞いておらず、把握していなかったと主張しており、保護申請時に請求人が提出した収入申告書・資産申告書にも過誤払い金に関して記載等は何もない。また、請求人も、請求書や領収書等過誤払い金についての証明書類等は存在しないと認めているため、処分庁が過誤払い金の存在を把握するには請求人からの申告がなければ難しかったと思われるが、請求人から処分庁への説明が申請時にあったのかどうかについて客観的に確認できる資料等も存在していない。

本件処分は、処分庁が、審査請求人の申告及び法に基づく調査等の結果に従い、要否判定を実施した結果、最低生活費よりも手持金が上回ったことで保護申請を却下した処分であり、要否判定において本来考慮すべきであった事実について、処分庁が把握していたにも関わらず認定しなかった、とする根拠等も確認できないため、処分庁の要否判定に明確な問題があったと認定することはできない。

4 調査審議の経過

令和 3 年 3 月 26 日 審査庁からの諮問の受付

令和 3 年 4 月 21 日 調査審議

5 審査会の判断の理由

(1) 生活保護申請時の要保護性の判断について

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 36 年 4 月 1 日厚生省発社第 123 号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第 10 において、保護の要否は、「原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と、第 8 によって認定した収入（以下「収入充当額」という。）との対比によって決定すること」としている。

本件処分においては、同居する二女が大学で就学中であり、その就学が特に世

帯の自立助長に効果的であることから、世帯分離により審査請求人のみの単身世帯として、生活保護の要否の判定を行っている。

最低生活費については、基準生活費 77,460 円、住宅費 42,000 円（2人世帯の特別基準）、医療費 2,500 円（通院医療費の自己負担分）とし、合計額 121,960 円と算定している。

収入充当額については、傷病手当 88,000 円、手持金 47,135 円を認定し、そこから公租公課である国保・介護税の一月分 2,058 円を控除した額 133,077 円と認定している。

このうち傷病手当 88,000 円については、令和 2 年 10 月分として 126,689 円（令和 2 年 7 月受診分 27,892 円、同年 8 月受診分 98,797 円）、令和 2 年 11 月分として 95,610 円（令和 2 年 9 月受診分 95,610 円）が支給されていることから、申請した当月の傷病手当を 88,000 円と推定認定したことについては、不当とは認められない。

これらのことから、当該世帯の最低生活費の算定及び収入充当額の認定の手法については、適正と認められる。

(2) 申請時における処分庁の調査について

生活保護法第 24 条第 5 項において、決定の通知は、申請のあった日から 14 日以内にしなければならないと規定している。

訪問調査が 1 回のみであったこと、二女との面会を実施して世帯分離について説明しなかったことについては、訪問調査は当初 11 月 4 日に設定していたところ、審査請求人の体調を考慮して日程を調整した結果、11 月 9 日となったこと、処分庁が二女に訪問調査時の同席を求めている趣旨が、二女本人から大学への通学状況を確認し、大学卒業が自立助長につながることを確認するためであり、世帯分離は審査請求人の利益となるものであることを考慮すると、このことにより処分庁の調査が不当であったとは認められない。

処分庁は、定められた期間内に、生活保護の要否の判定に必要となる資産・収入調査及び訪問調査を適正に実施していることから、処分庁の調査が違法又は不当であったとは認められない。

(3) 保護申請却下通知書の処分理由の記載について

生活保護法第 24 条第 4 項において、「前項の書面には、決定の理由を付さなければならない」と規定しており、また行政手続法第 14 条において、「行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない」と規定している。不利益処分をする場合に、どの程度の理由を提示すべきかは、当該処分の根拠法令の規定内容、当該処分に係る処分基準の存否及び内容並びに公表の有無、当該処分の性質及び内容、当該処分の原因となる事実関係の内容等を総合考慮してこれを決定すべきである（最高裁平成 23 年 6 月 7 日第三小法廷判決・民集 65 卷 4 号 2081 頁参照）とされている。

生活保護申請却下処分において提示すべき理由の程度について、確固たる基準

が設けられているわけではないが、本件処分に当たり、処分庁は、保護申請却下通知書に「手持金の活用により最低生活が維持可能なため」と理由を付記していることから、違法又は不当とまでは言えない。

(4) 手持金の認定について

審査請求人は、令和3年1月21日付けで提出した反論書において、預貯金残高のうち80,000円は、前職場から過誤払いされた賃金で、速やかに返還すべきものであり、このことは申請時に処分庁の担当職員に説明していたと主張している。

この点について、令和3年2月10日に行われた口頭意見陳述において、処分庁は、「申請却下後の11月20日に初めて聞いた内容」、「同日の面談記録に、最初に審査請求人から、10月30日の申請時に話していなかったことがあると話し出された」、「そこで初めて返済する必要がある旨を聞いた」と陳述している。一方、審査請求人は、過誤払い金について処分庁へ説明したのは「10月30日の申請の時」、「『〇〇さん（本件処分に係る生活保護申請時に審査請求人に同行していた〇〇市生活自立支援センターの主任相談支援員。以下「相談支援員」という。）と一緒にいたのに、なんで返却してから相談に行かなかったんだ』と（代理人から）お叱りを受けたことをはっきり覚えているので」と陳述している。これについて審理員から審査請求人に対し、申請日と代理人からお叱りを受けた日の順序について問われ、審査請求人は「良くわからない」と返答している。

申請時の預貯金のうち80,000円が過誤払い金であり、前職場へ返還すべきものである旨が、申請時、若しくは処分決定前までの間に、審査請求人から処分庁へ申告されていた場合には、処分庁によって必要な調査が行われ、手持金の認定において考慮されていた可能性は否定できない。しかし、審査請求人が過誤払い金があることを処分庁へ申告した時期について確認できる資料等は存在せず、また、口頭意見陳述において審査請求人が陳述した内容も、申告した時期が申請時であったと認定できるものではない。

こうしたことから、審査請求人からの申告以外により、処分庁が、審査請求人名義の口座残高のうち80,000円が過誤払い金であることを知ることは極めて困難な状況であることを考慮すると、処分庁の手持金の認定が違法又は不当とは言えない。

(5) その他

本件処分は、処分庁が、審査請求人からの申請を受けて、次官通知等の規定に基づき、資産調査等を実施し、要否判定の結果に基づき決定したものであり、違法又は不当な点は認められない。

また、審理員の審理手続においても、違法又は不当な点は認められない。

(6) 結論

以上により、本件審査請求は棄却されるべきであるという審査庁の主張は、妥当である。

6 付言

審査会の結論は、1のとおりであるが、生活保護申請を却下する場合、処分庁は、申請人の世帯の状況を考慮し、審査請求人に対し、処分の内容等について丁寧に説明を行うことが望ましい。

山形県行政不服審査会

水 上 進 (会長)

阿 部 未 央

石 澤 義 久

津 川 恵美子